

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111



お知らせ
40歳〜74歳の国保被保険者の方へ
特定健診を受診しましょう

特定健診は、メタボリックシンドロームの危険性がある方の、生活習慣の改善支援を目的に実施しています。まだ受診していない方は、指定医療機関で必ず受診してください。

■対象者
40歳〜74歳の国民健康保険加入者（年齢は平成23年3月31日現在）

■実施期間
2月28日(月)まで

■検査内容
問診、血圧測定、尿検査、身体計測、腹囲測定、血液検査、診察

特定健診で
メタボを
改善しよう！



- 受診の際に必要なもの
- 特定健診受診券（対象者には事前に交付しています）
- 国民健康保険被保険者証
- 申込方法
事前に指定医療機関へ予約してから受診してください。
- ※平成22年度に市が行った総合健診、国保の短期人間ドック、脳ドックを受診した方は、申し込みません。
- 問合せ
○市庁舎本館国保医療課 国保係
TEL0897-52-1447
- 各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

1月の市税じよみ

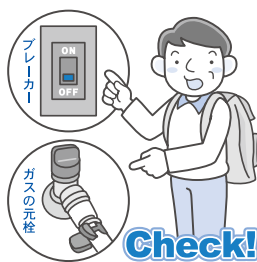
- 14日 固定資産税第4期分、国民健康保険税第6期分の督促状の発送
- 31日 市県民税第4期分、国民健康保険税第7期分の納期限
- ※督促状1通につき1000円の督促料をいただきます。
- ※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

毎週木曜日は窓口業務を
延長して行っています

- 市庁舎本館市民生活課と各総合支所市民福祉課では、毎週木曜日（祝日・年末年始を除く）は19時まで次の窓口業務を延長して行っています。
- ※通常は17時15分までです。
- 延長して行う窓口業務
- 印鑑登録
- 戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・印鑑証明書の交付
- ※本庁では旅券の受取業務も行っていません。（旅券の申請受付業務は除きます）
- 問合せ
市庁舎本館市民生活課
TEL0897-52-1211

地震発生時の出火を防止しよう！

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震による火災で被害が拡大し、多くの方が犠牲となりました。出火原因の多くは、電気、石油ストーブなどの暖房器具やコンロなどです。地震への備えとして、出火防止について正しい知識と理解を深めておきましょう。



- ★初期消火 火災発生初期段階は消火器が有効です。ご家庭においても消火器を常備し、取り扱い方法を学んでおきましょう。
- ★電気器具 地震発生時は停電となることが多く、停電が改善された時に倒れている器具から出火することがあります。避難のため家を空けるときは、電気のブレーカーを必ず切りましょう。
- ★コンロ ガスの元栓を閉めることや、日頃からポンペをチェーンで固定するなどの転倒対策をしておきましょう。
- ★石油暖房器具 石油暖房器具に付いている対震自動消火装置を過信することなく火が消えたことを確認し、周りには燃えやすいものを置かないようにしましょう。

第57回 文化財防火デー
1月26日(水)

昭和24年1月26日、法隆寺（奈良県）の金堂から出火し、1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が焼損しました。

その後も貴重な文化財の火災が相次いで発生したことから、文化財を火災・震災等の災害から保護するとともに、国民の文化財愛護思想の普及高揚を図る目的で、昭和30年に1月26日が「文化財防火デー」と定められました。

貴重な文化財を火災から守るためには、文化財関係者の努力だけでなく、地域住民一人ひとりが文化財を災害から守るための日常の心配りを積み重ねていくことが必要です。

永い歴史の中で先人が守ってきた貴重な文化財を、後世に受け継いでいくためにも、皆さまのご協力をお願いします。